

安全データシート

改訂日:2024年9月30日

1. 製品及び会社情報

化学品の名称	テトラヒドロフラン
推奨用途	試験研究用
会社名	米山薬品工業株式会社
住所	大阪市中央区道修町2丁目3番11号
電話番号	(06)6231-3555(大阪・本社) (03)3246-2311(東京) (0268)22-5910(上田) (052)504-2221(名古屋) (082)537-0290(広島)
整理番号	DD0201

2. 危険有害性の要約

GHS分類	引火性液体:区分2 急性毒性(経口):区分4 急性毒性(吸入:蒸気):区分4 皮膚腐食性/刺激性:区分2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性:区分2A 発がん性:区分2 生殖毒性:区分2 特定標的臓器毒性:区分1(中枢神経系) (単回暴露) 区分3(気道刺激性/麻酔作用) 特定標的臓器毒性:区分1(中枢神経系/呼吸器/肝臓) (反復暴露)
-------	--

ラベル要素
絵表示又はシンボル



注意喚起語	危険
危険有害性情報	引火性の高い液体及び蒸気 飲み込むと有害 皮膚刺激 強い眼刺激 吸入すると有害 発がんのおそれの疑い 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い 臓器の障害(中枢神経系) 呼吸器への刺激のおそれ 眠気又はめまいのおそれ 長期にわたる、又は反復暴露による臓器の障害(中枢神経系/呼吸器/肝臓)
注意書き	【安全対策】 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。 容器を密閉しておくこと。 容器を接地すること/アースをとること。 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。 火花を発生させない工具を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 取扱後はよく手を洗うこと。 この製品を使用するときに飲食/喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

【応急措置】

火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。気分が悪いときは医師に連絡すること。

皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。

皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合は医師の診断／手当てを受けること。

暴露又は暴露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。

気分が悪いときは医師の診断／手当てを受けること。

【保管】

容器を密閉し、換気の良い涼しい場所で保管すること。

施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物、容器を国又は都道府県の規則に従って廃棄すること。

3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の区別	化学物質
化学名	テトラヒドロフラン
別名	THF
化学式	C ₄ H ₈ O
化学物質を特定できる一般的な番号	CAS RN: 109-99-9
成分及び含有量	テトラヒドロフラン 100%（純度98%以上のもの） 酸化防止剤：2,6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール（BHT）約180ppmを含む。
官報公示整理番号(化審法,安衛法)	(5)-53

4. 応急措置

吸入した場合	被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
皮膚に付着した場合	皮膚を速やかに洗浄すること。 脱いだ衣類を再使用する前に洗濯し汚染除去すること。 気分が悪い時は、医師を呼ぶこと。
眼に入った場合	水で数分間、注意深く洗うこと。 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。洗浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	直ちに医師を呼ぶこと。 口をすすぐこと。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候症状	眼への暴露により発赤、痛みを、皮膚への暴露に対して乾燥、発赤、痛みを引き起こすことがある。 吸入により、咳、めまい、頭痛、吐き気、咽頭痛、意識喪失を引き起こすことがある。
応急処置をするものの保護	救助者は、状況に応じて適切な保護具（有機溶剤用の防毒マスク等）を着用する。
医師に対する特別な注意事項	安静と医学的経過観察が必要。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	小火災：二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤 大火災：散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤
使ってはならない消火剤	棒状注水

特有の危険有害性

極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。
火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。

特有の消火方法

加熱により容器が爆発するおそれがある。
散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合には、上記に示す消火剤のうち、散水以外の適切な消火剤を利用すること。
引火点が極めて低い：散水以外の消火剤で消火の効果がでない大きな火災の場合には散水する。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。
適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。

消火を行う者の保護

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

作業者は適切な保護具(「8. 暴露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。
漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
関係者以外の立入りを禁止する。
漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。
風上に留まる。
低地から離れる。
密閉された場所に入る前に換気する。
全ての着火源を取り除く。
環境中に放出してはならない。
河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
危険でなければ漏れを止める。
漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。
蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。
回収、中和：少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。
二次災害の防止策：すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

環境に対する注意事項

封じ込め及び浄化の方法及び機材

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策(局所排気、全体換気等)

『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

安全取扱い注意事項

『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
接触、吸入又は飲み込まないこと。眼に入れないこと。
空気中の濃度を暴露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
環境への放出を避けること。
『10. 安定性及び反応性』を参照。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

接触回避

衛生対策

保管

安全な保管条件

熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。-禁煙。

容器を密閉して換気の良いところで貯蔵すること。
冷所、換気の良い場所で貯蔵すること。
酸化剤から離して保管する。
容器は直射日光や火気を避けること。
施錠して貯蔵すること。
技術的対策：
保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。

保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。
保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。
保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設けること。
保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
ガラス、スチール

容器包装材料

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度	50ppm
許容濃度	
日本産業衛生学会	50ppm 148mg/m ³ (2015年)
ACGIH	TLV-TWA 50ppm
	TLV-STEL 100ppm
濃度基準値	8時間：未設定
	短時間：未設定
設備対策	防爆の電気、換気、照明機器を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 蒸気の発生源を密閉する設備又は局所排気を設ける。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 高熱工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。 消防法の規制に従う。
保護具	
呼吸器の保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。
眼の保護具	適切な眼の保護具を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	適切な保護衣、顔面用の保護具を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
色	無色透明
臭い	エーテル臭
融点・凝固点	-108℃(融点)
沸点、初留点及び沸騰範囲	65℃(沸点)
可燃性	該当情報なし。
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	2.0～11.8vol%
引火点	-20℃(C.C)
自然発火温度	321℃
分解温度	該当情報なし。
pH	該当情報なし。
動粘性率(粘度)	0.486mPa・s(20℃)
溶解度	水; 混和
	アルコール類、ケトン類、エステル類; 可溶
n-オクタノール/水分配係数	log Pow=0.46(測定値)
蒸気圧	145mmHg(20℃)
密度及び/又は相対密度	0.886～0.891(20℃/20℃)(規格値)
相対ガス密度	2.5(空気=1)

粒子特性

該当情報なし。

10. 安定性及び反応性

反応性、化学的安定性

危険有害反応可能性

酸化防止剤添加で安定。(添加無しでは過酸化物を生成)

強酸化剤、強塩基、いくつかのハロゲン化金属と激しく反応し、火災と爆発の危険をもたらす。

避けるべき条件

フレーム及びスパークとの接触(火気厳禁)。熱、直射日光、混触危険物質との接触

混触危険物質

強酸化性物質、強塩基性物質、ハロゲン化金属

危険有害な分解生成物

火災時の燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素などの有害ガスが発生する。

11. 有害性情報

急性毒性

経口 : ラットのLD50値として、1,650 mg/kg (環境省リスク評価第5巻: 暫定的有害性評価シート(2006))、1,900 mg/kg (NTP TR475 (1998))、2,000 mg/kg (14日齢)、3,200 mg/kg (若成体)、2,800 mg/kg (老成体) (IRIS TR (2012)、ACGIH (7th, 2005)) との5件のデータの報告がある。分類ガイダンスに従い、最多数(3件)のデータが該当する区分4とした。

吸入 : (蒸気) ラットのLC50値(3時間)として、21,000 ppm(4時間換算値: 18,187 ppm)との報告(環境省リスク評価第5巻: 暫定的有害性評価シート(2006)、ACGIH (7th, 2005)、NTP TR475 (1998))に基づき、区分4とした。なお、LC50値が飽和蒸気圧濃度(213,158 ppm)の90%より低いいため、ミストを含まないものとしてppmを単位とする基準値を適用した。優先度の低い情報源に代えて、優先度の高い新たな情報源(環境省リスク評価第5巻: 暫定的有害性評価シート(2006)、ACGIH (7th, 2005)、NTP TR475 (1998))を追加し、区分を見直した。

皮膚腐食性/刺激性

【分類根拠】(1)～(4)より、区分2とした。なお、ウサギやラットを用いた試験で刺激性を示さなかったとの報告(7)、(8)もあるが、ヒト知見を優先した。新たな情報源の利用により区分を変更した。

【根拠データ】(1)本物質は皮膚、眼及び粘膜への刺激性を有するとの報告がある(ACGIH(2005)、NICNAS IMAP(Accessed Dec. 2018)、DFGOT(2004))。

(2)本物質が眼や皮膚に付くと発赤、痛み、皮膚の乾燥を生じるとの報告がある(環境省リスク評価第7巻(2009))。

(3)本物質をヒト6人に閉塞及び開放適用したところ、刺激性が観察されたとの報告がある(NICNAS IMAP(Accessed Dec. 2018))

(4)ウサギ、モルモット、ラット、マウスを用いた皮膚刺激性試験で刺激性を有するとの複数の報告がある(SIAR(2000)、環境省リスク評価第7巻(2009)、NICNAS IMAP(Accessed Dec. 2018))。

【参考データ等】(5)本物質は、平成8年労働省告示第33号(平成25年厚生労働省告示第316号により改正)において、労働基準法施行規則別表第一の二第四号1の厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)に「テトラヒドロフラン」として指定されており、本物質にさらされる業務による、特定の症状又は障害を主たる症状又は障害とする疾病(頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は皮膚障害)が、業務上の疾病として定められている。

(6)本物質は、平成15年厚生労働省労働基準局長通知基発第0811001号において、労働安全衛生規則第594条に規定する皮膚障害防止用保護具の備付けが必要な皮膚に障害を与える物のうち「テトラヒドロフラン」として指定されている。

(7)ウサギを用いた皮膚刺激性試験(n=6)で本物質を72時間閉塞適用したところ、72時間後でPII:1.93、紅斑スコア:0.75、浮腫スコア:0.9であり、刺激性を示さなかったとの報告がある(ACGIH(2005)、REACH登録情報(Accessed Dec. 2018))。

(8)ラットを用いた急性経皮毒性試験(OECD TG402、n=5(雄)、5(雌))で本物質(純度>99.8%)を24時間半閉塞適用したところ、紅斑及び浮腫共に見られなかったとの報告がある(REACH登録情報(Accessed Dec. 2018))。

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性

ウサギに本物質0.1 mLを適用した眼刺激性試験で中等度の刺激性ありとの報告がある(ACGIH (7th, 2005))。また、ヒトへの影響に関して、本物質の蒸気が眼を刺激するとの記載(環境省リスク評価第5巻: 暫定的有害性評価シート(2006))や、本物質の液体は眼に対して重度の刺激性を有する(HSDB(Access on July 2014))との記載がある。以上、「中等度の刺激性」及び「重度の刺激性」の記載から、区分2Aとした。

呼吸器感受性又は皮膚感受性

呼吸器: データ不足のため分類できない。

	皮膚 : データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性	ガイダンスの改訂により「区分外」が選択できなくなったため、「分類できない」とした。すなわち、in vivoでは、マウスの骨髄赤血球及び末梢血赤血球の小核試験で陰性、マウス骨髄細胞の染色体異常試験で陰性、ラット肝臓の不定期DNA合成試験で陰性である (ACGIH (7th, 2005)、NTP DB (Access on September 2014)、IUCLID (2000))。In vitroでは、細菌の復帰突然変異試験、哺乳類培養細胞の染色体異常試験、小核試験、姉妹染色分体交換試験で陰性である (ACGIH (7th, 2005)、NTP DB (Access on September 2014)、IUCLID (2000))。
発がん性	ACGIHでA3 (ACGIH (7th, 2005)、HSDB (Access on August 2014))、EPAで“suggestive evidence of carcinogenic potential” (IRIS TR (2012))と分類されている。以上より、区分2とした。
生殖毒性	ラットを用いた経口経路(飲水)での2世代生殖毒性試験 (OECD TG416)において、親動物毒性(体重増加抑制、腎臓の相対重量増加)がみられる用量 (9,000 ppm) で、生殖機能に影響はみられていないが哺育期間中の児の体重増加抑制、眼瞼開裂の遅延がみられた。しかし、催奇形性はみられていないとの報告がある (IRIS TR (2012)、環境省リスク評価第5巻: 暫定的有害性評価シート (2006)、IUCLID (2000))。この試験でみられた児動物に対する影響はわずかな影響であったため分類には用いなかった。 ラットを用いた吸入経路での催奇形性試験において、母動物に体重増加抑制がみられる用量 (5,000 ppm) で胎児に僅かな影響(胎児体重減少、骨化遅延)がみられたとの報告がある (IRIS TR (2012)、環境省リスク評価第5巻: 暫定的有害性評価シート (2006))。この試験でみられた胎児に対する影響はわずかな影響であったため分類には用いなかった。 マウスを用いた吸入経路での催奇形性試験において、母動物に重篤な母動物毒性 (25%以上死亡) がみられる用量 (5,000 ppm) で95%の胚吸収を示している。この所見は重篤な母動物毒性がみられていることから分類には用いなかった。しかし、母動物に体重増加抑制、麻酔作用がみられる用量 (1,800 ppm) において胎児に影響(胎児の生存率低下、胸骨分節の骨化遅延)がみられたとの報告がある (IRIS TR (2012)、環境省リスク評価第5巻: 暫定的有害性評価シート (2006))。 以上のように生殖能に対する影響、催奇形性はみられていないが、マウスの催奇形性試験において母動物毒性がみられる用量で胎児の生存率低下がみられていることから、区分2とした。
特定標的臓器毒性(単回暴露)	ラットおよびマウスの経口投与により催眠症状が現れ (SIDS (access on Apr, 2009))、さらにモルモットの吸入暴露およびウサギの経口投与後の症状として麻酔が記載されている (SIDS (access on Apr, 2009))ことから区分3(麻酔作用)とした。また、高用量の場合は死亡に至り、急性毒性用量 (LD50: 1300~3500 mg/kg)における症状は中枢神経系の抑制であると記述されているので、区分2(中枢神経系)とした。また、ラットに475~3800 mg/kgの経口投与試験における肺の出血 (SIDS (access on Apr, 2009))、マウスに19.2mg/Lを90分(4時間補正: 7.2 mg/L)吸入暴露(蒸気)した試験における肺のうっ血と水腫、肺実質の限局性またはび慢性出血の所見 (SIDS (access on Apr, 2009))に基づき、区分1(呼吸器系)とした。 なお、ヒトのボランティア試験で認められた鼻と咽喉の著しい刺激性 (ACGIH (2003))は、気道刺激性とせず呼吸器系への影響に含めた。また、ヒトの事故または自殺による暴露事例 (DFGOT Vol.10 (1998)、(PATY (5th, 2001)))で、肝炎、肝酵素の上昇、肝細胞の膨化と炎症性浸潤など肝障害を示す所見が得られているが、いずれも混合物の暴露の結果であり、他の成分による可能性を否定できず本物質によるものとは断定できないので採用せず、PATY (5th, 2001)に脾臓についての記述もあるが、動物種、用量、暴露期間などを特定できず、かつ他の評価書にも関連情報の記載がないことから、採用しなかった。

特定標的臓器毒性(反復暴露)

ヒトでの反復ばく露による知見については、職業ばく露による報告が多く報告されており、中枢神経症状(頭痛、めまい、吐き気)、呼吸器症状(咳、胸痛、呼吸困難)、肝障害(血清AST、ALT、 γ -GTの上昇、肝生検による組織の脂肪変性、鉄沈着)の報告がある(IRIS TR (2012)、ACGIH (7th, 2005))が、いずれも他の複数の溶剤との複合ばく露影響であり、濃度やばく露期間との関連性も明確ではない。NIOSH職業ばく露の作業環境調査で、本物質を含む複数の溶剤(アセトン、トルエン、メチルエチルケトン)が検出された工場作業員へのヒアリングでは、眼、呼吸器の刺激、頭痛、意識障害、嗜眠などの主訴が多かった(IRIS TR (2012))との報告がある。また、塩ビパイプ製造工場では本物質に最大 1,000 ppm (2,950 mg/m³) の濃度でばく露された作業員の間に下半身の疲労を訴えた者が多く、臨床検査で全血の比重低下、白血球数減少、血清ALTの上昇、触知可能な肝腫大及び低血圧がみられた(IRIS TR (2012))との記述がある。なお、本物質にばく露された作業員1名が血尿を呈し、生検により、IgA増殖性糸球体腎炎を発症した(IRIS TR (2012)、ACGIH (7th, 2005))との報告もあるが、1件1例のみの報告である。

実験動物では、ラットに本物質(蒸気と推定)を12週間吸入ばく露(4時間/日)した試験において、区分2相当濃度(200 ppm (600 mg/m³): ガイダンス値換算: 0.37 mg/L/6 時間)で、血清ASTの上昇がみられたとの記述、並びにラット及びマウスに13週間又は2年間吸入ばく露したNTP試験で、区分外の高濃度(1.77-5.31 mg/L/6 時間)で肝臓への影響(重量増加、肝細胞の壊死)、及び中枢神経症状(ばく露中からばく露終了1時間以内の昏睡(麻酔作用)、運動失調)がみられたとの記述より、実験動物での標的臓器も肝臓及び中枢神経系と考えられた。なお、実験動物でも一部の試験では極めて高濃度で「血液系」への影響がみられるが、血液影響はヒトの知見でも共通性が低く、例外的な所見と判断した。また、「腎臓」を標的臓器と疑うべき所見は動物試験からは得られず、ヒトでの腎炎症例は特異な症例と考えた。

以上、ヒトでの職業ばく露による知見は必ずしも本物質の単独ばく露の影響とは言えないが、実験動物での結果を併せ判断し、区分1(中枢神経系、呼吸器、肝臓)に分類した。なお、旧分類からは上記の理由により、「腎臓」を削除し、ヒトの知見で共通性の高い「呼吸器」を今回加えた。

誤えん有害性

データ不足のため分類できない。

12. 環境影響情報

生態毒性

短期(急性) 魚類(ファットヘッドミノー)の96時間LC50=2160mg/L(CERIハザードデータ集、2000)他から、区分外とした。

長期(慢性) 慢性毒性データを用いた場合、急速分解性があり(BODによる分解度: 100%(既存点検、1975))、魚類(ファットヘッドミノー)の35-38日間NOEC = 216 mg/L(環境省リスク評価第7巻、2009)であることから、区分外となる。慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを用いた場合、甲殻類(オオミジンコ)の48時間EC50 = 5930 mg/L(環境省リスク評価第7巻、2009)であり、難水溶性ではない(水溶解度 = 1000000 mg/L、PHYSPROP Database、2009)ことから、区分外となる。

以上の結果から、区分外とした。

残留性・分解性
生体蓄積性
土壌中の移動性
オゾン層への有害性

該当情報なし。
該当情報なし。
該当情報なし。
当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。(分類できない)

13. 廃棄上の注意

化学品、汚染容器及び包装の安全でかつ環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

産業廃棄物処理認定業者に委託して処理する。

14. 国連番号

品名(国連輸送名)
国連分類
容器等級
輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策

国内規制がある場合の規制情報
陸上輸送

2056
テトラヒドロフラン
クラス3
II
運搬に際しては容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないよう積み込み、荷くずれの防止を確実に行う。

消防法の規定に従う。

海上輸送
航空輸送
応急措置指針番号

船舶安全法の規定に従う。
航空法の規定に従う。
127

15. 適用法令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)
化学物質管理促進法(PRTR法)
毒物及び劇物取締法
労働安全衛生法

優先評価化学物質 (第2条第5項)[テトラヒドロフラン]
第一種指定化学物質 [テトラヒドロフラン]
毒物及び劇物に該当しない。
名称等を表示すべき危険物及び有害物(第57条・施行令18条、第57条の2・施行令18条の2)[テトラヒドロフラン]
危険物・引火性のもの(施行令別表1)
第2種有機溶剤(施行令別表6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第4号)[テトラヒドロフラン]
作業環境評価基準(法第65条の2第1項及び告示別表)[テトラヒドロフラン]
皮膚等障害化学物質等及び特別規則(第594条の2)に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質[テトラヒドロフラン]
危険物第4類引火性液体第一石油類水溶性液体 (第2条第7項危険物別表第1)
疾病化学物質(第75条第2項・施行規則第35条別表第1の2第4号の1)[テトラヒドロフラン]
有害である物質(Z類物質)(施行令別表1)[テトラヒドロフラン]
引火性液体類(危規則第3条危険物別表第1)
引火性液体類(施行規則第12条・危険物の種類を定める告示)
引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)

消防法

労働基準法

海洋汚染防止法
船舶安全法
港則法
航空法

16. その他の情報

参考文献

職場のあんぜんサイト(厚労省HP)
NITE－CHRIP(製品評価技術基盤機構HP)
17423の化学商品(化学工業日報社)

記載内容のうち、含有量、物理／化学的性質等の数値は保証値ではありません。危険・有害性の評価は、現時点で入手できる資料・情報 データ等に基づいて作成しておりますが、すべての資料を網羅した訳ではありませんので取り扱いには十分注意して下さい。